

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	漁港区域に係る水域又は公共空地における行為の協議
②	法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第39条第4項
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	審査基準	<p>・漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について(平成13年3月30日付け12水港第4289号水産庁長官通知)別添3(5)の基準によるものとする。</p> <p>3. 法第39条第4項の規定に基づく漁港区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準</p>
	添付の有無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由機関	
	協議機関	市町(漁港管理者)
	当該処分機関	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑪	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑫	備考	京都府漁港管理規則第2条第1項(6)に定める様式にて申請のこと。